

2014年(平成26年) 8月発行

# 糸田町

# 議会だより

第2号



### おもな内容

- 執行部紹介…………… P2
- 一般質問(町政を問う)…………… P4 ~ P9
- 委員会報告…………… P10 ~ P11
- まちのようす…………… P12
- 伊良原ダム平成30年稼動にむけて~視察研修~ …… P13



# 平成26年第2回糸田町議会定例会 (6月9日から6月13日)

議案結果		
議案番号	件名	結果
議案第19号	専決処分について(糸田町税条例の一部を改正する条例)	承認
議案第20号	専決処分について(糸田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)	承認
議案第21号	専決処分について(平成25年度糸田町一般会計補正予算)	承認
議案第22号	専決処分について(平成25年度糸田町学校給食センター事業特別会計補正予算)	承認
議案第23号	専決処分について(平成26年度糸田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算)	承認
議案第24号	糸田町税条例等の一部を改正する条例	可決
議案第25号	平成26年度糸田町一般会計補正予算	可決
議案第26号	平成26年度糸田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算	可決
議案第27号	平成26年度糸田町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算	可決
議案第28号	平成26年度糸田町上水道事業特別会計補正予算	可決

請願審査結果			
件名	紹介議員	結果	
建設業従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決を図る事等を求める請願書	松瀬 征行 竹田 照美	採択	

陳情審査結果		
件名	結果	
道州制導入に反対する意見書の提出について(お願い)	継続審査	

意見書の提出		
件名	結果	
建設業従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決を図る事等を求める意見書	可決	

農業委員の推薦		
件名	結果	
農業委員の推薦(早麻章三・谷口健次郎・小嶋康子)	可決	

議会行政用語

## 議会行政用語辞典


**専決処分** 議会が議決すべき事項を、時間的に議会の招集を待てない緊急な場合等に、町長が代わって意思決定することを言います。専決処分の後には、議会に報告し承認を求める議案の提出が必要です。

**執行機関(執行部)** 議決機関としての議会に対し、町の施策等を執行する町長をはじめとする各種の機関(教育委員会、選挙管理委員会、監査委員等)を言います。


**請願** 住民が国や地方公共団体等に意見や要望を述べることを言います。議会に請願する場合は1名以上の紹介議員が必要となります。議会に提出された請願書は常任委員会等で審査したうえで、本会議で採択か不採択かを決定します。

**意見書** 地方自治法第99条に基づき、町の公益に関することについて、国や国、県等の関係行政庁に対し、議会の意思をまとめて提出する文書のことを言います。意見書の案は議員が提出し、本会議でその可否を決めます。


## 執行部




**町長(執行長)**  
伊藤 良克



**副町長**  
峯形 義勝




**教育長**  
福澤 秀昭




**総務課長**  
村上 博己

主な仕事  
○消防・交通・災害・安全対策  
○町財産の管理、処分  
○選挙管理委員会




**税務課長**  
河端 高博

主な仕事  
○各種の町税賦課徴収  
○固定資産の評価  
○債権対策班(税等の未納者対策)




**住民課長**  
田崎 明夫

主な仕事  
○保険・年金  
○ゴミ・衛生  
○保健センター事業




**福祉課長**  
長尾 浩昭

主な仕事  
○生活保護・介護・高齢者・障害者福祉  
○児童福祉・保育所  
○隣保館・社会福祉センター事業




**建設住宅課長**  
佐藤 隆

主な仕事  
○土木・道路・河川・鉱害  
○公営住宅の建設、処分、管理  
○建築関係




**産業経済課長**  
山崎 毅

主な仕事  
○商工業・農林業  
○観光・産業の活性化  
○国土調査




**教務課長**  
谷川 雅浩

主な仕事  
○学校教育・社会教育  
○町民会館の運営、管理  
○人権教育、同和教育



**水道課長**  
谷口金次郎

主な仕事  
○水道事業全般



**町立病院事務長**  
平 直修

主な仕事  
○病院事業

## 議会

### 糸田町議会議員

- |        |        |
|--------|--------|
| 田中 隆之  | 山田 陽一  |
| 村上 秀二  | 井手元 正人 |
| 早麻 章三  | 竹田 照美  |
| 松瀬 征行  | 佐々木 淳  |
| 谷口 健次郎 | 谷口 輝昭  |
| 小嶋 康子  | 中原 詔蔵  |

### 議会事務局

- 主な仕事  
○議会事務全般  
○監査事務全般

- |   |   |
|---|---|
|  |  |
| 局長<br>永原 富久美  | 係長<br>春本 大輔   |



**質問** 「認定こども園」について「認定こども園」とは、利用者のメリットは、町の対応等を問う。

**答弁** (担当課長) 「認定こども園」は、4つのタイプになる。本町は、保育所型で幼稚園的な機能を備える。利

**A** 今、糸田町の子ども会議で審議中で審査の結果を見て具体化する。

**Q** 「認定こども園」について、町長の基本的な考え方を問う。



3番 松瀬 征行 議員

**質問** 高齢者から福祉バスの停留場所を検討してほしいとの声がある。「夏の暑い盛りには少しの距離でもタクシーを利用して」との声もある。バスの運行を増やして、コミュニティバスを運行してはどうか。

**A** 福祉バスの利便性が増すダイヤの組みかえ停留所の変更を検討する。

**Q** 町内で暮らしやすいコミュニティバスを運行してはどうか。



5番 小嶋 康子 議員

**一般質問とは**  
議員が町の仕事全般について、現状やこれからの考えについて質問したり、政策提言をおこなうことで、定例会のみでおこなわれます。糸田町議会では通常一人50分以内でおこない、議会日よりには、要約したものを掲載しています。



▼西保育所

▲東保育所

**質問** 町の子ども・子育て会議で審議中、8月中にまとめ町の検討後県に申請する。

**答弁** (担当課長) 認定後の想定されるカリキュラムを問う。

**質問** 0歳から2歳までは、今の保育時間。3歳から5歳までは、保育と教育の時間設定。幼稚園型は、教育時間のみを設定となる。

**答弁** (担当課長) 町への対応は、町の子ども・子育て会議で審議中、8月中にまとめ町の検討後県に申請する。

**質問** 防災・減災において、まずは安全な所へ逃げる。逃げるための情報や訓練、施設の整備・点検がどのようになっているか。また日頃より目に触れる避難所の案内標識

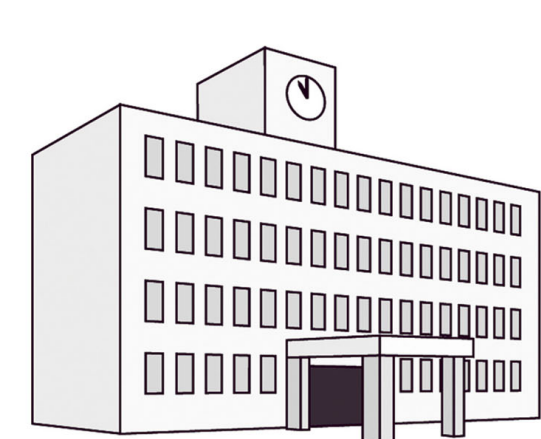
**質問** 常目に着くような看板の設置を今後検討していく。

**A** 災害時の避難所の案内標識を設置してはどうか。



すダイヤの組みかえ、停留所の変更を福祉協議会と検討していく。

**答弁** (担当課長) コミュニティバスは、百円程度の料金であることが多いが、住民の負担が生じる。福祉バスの利用が当初より少なくなっている。利便性の増すダイヤの組みかえ、停留所の変更を福祉協議会と検討していく。



**質問** 組合立中学校設立の進捗状況を問う。

**答弁** (担当課長) 検討結果報告を示し田川市町村議会及び各教育委員会の意見を踏まえ、準備会の中で検討中

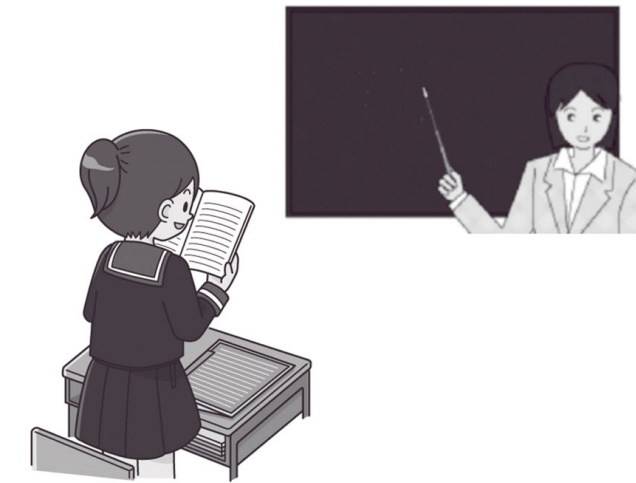
**A** 県の意向を伺っている段階でもう少し形が見えないと言えない。

**Q** 組合立中学、高校設立についてメリットとデメリットを問う。



**答弁** (課長) 情報レベルの低い段階から、職員等の待機をする。災害情報を発信する防災メールの周知をする。避難施設の耐震化は社会資本整備総合交付金等の活用で検討する。案内板の設置も今後検討。

**答弁** (町長) 地域の自主的な活動が一番初めに命を助ける。自主防災組織が重要。



**質問** 児童生徒が、病気やけが、アレルギー症状で救急搬送される際、学校と消防署などが迅速に連携できる。子どもの病歴、服用している薬、アレルギーの有無、かかりつけの医療機関の連絡先が記載された個人情報の外部提供同意書を保護者からとって運用する「子ども安心カード」を導入してはどうか。

**質問** 児童生徒が、病気やけが、アレルギー症状で救急搬送される際、学校と消防署などが迅速に連携できる。子どもの病歴、服用している薬、アレルギーの有無、かかりつけの医療機関の連絡先が記載された個人情報の外部提供同意書を保護者からとって運用する「子ども安心カード」を導入してはどうか。

**答弁** (担当課長) 保護者の同意を得て緊急時、即座に対応できるように。保育所、小学校、中学校で「子ども安心カード」と同じ対応をしていく。

**質問** 救急搬送時に役立つ「子ども安心カード」

救急搬送時に役立つ「子ども安心カード」

個人情報取扱法 ( )	小学校	学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年
幼児・児童・生徒緊急時対応	年齢	性別	性別	性別	性別	性別	性別	性別
救急	〇〇町	子ども安心カード						
1. 氏名	性別: 男 / 女							
2. 生年月日	平成	年	月	日				
3. 緊急連絡先 (親、祖)								
4. 保護者勤務先								
5. 緊急連絡先 (親戚等)								
6. 住所								
7. 学校でのかかった大きなけが等								
8. 服用薬がなければ要しない								
9. アレルギー (糖、卵、乳、アレルギー不明)								
10. 救急搬送時連絡先 (病院)								
11. 医療機関電話番号								
12. その他必要事項	カードの緊急時使用に同意します							
	〇〇教育委員会				〇〇広域消防本部			

**迅速救急へ**  
「子ども安心カード」の導入をしてはどうか。

**A** 保育所、小中学校で導入していく。

**質問** 児童生徒が、病気やけが、アレルギー症状で救急搬送される際、学校と消防署などが迅速に連携できる。子どもの病歴、服用している薬、アレルギーの有無、かかりつけの医療機関の連絡先が記載された個人情報の外部提供同意書を保護者からとって運用する「子ども安心カード」を導入してはどうか。

**答弁** (担当課長) 保護者の同意を得て緊急時、即座に対応できるように。保育所、小学校、中学校で「子ども安心カード」と同じ対応をしていく。

**質問** 町も企業誘致に力を入れてきたが残念な結果になりました。金山は今後も企業誘致のめどが全く立っていない状況です。今、幼児の遊び場がありません。町内の各地域にありました遊具は老朽化に伴い撤去され公園として活用されていない。町外の有名な所に行かれている現状です。大型公園等の建設は今後必要になってくるのではないか。今年度から宮床団地の建替えに着手する事で住環境の整備は進むと思います。

**A** 町の環境を整えることが大事、本格的に検討する必要がある。

**Q** 定住者促進 糸田町人口減少の防止対策について。



6番 山田 陽一 議員



他の地域も環境を整備して定住者を増やす、流出を防止する手だてを考えていただきたいと思えます。平成17年から平成26年までの10年間で約1,000人の住民の方が減少しています。定住者を増やすには、若者の定住を促進しなければならぬのではないかと。人口が減れば住民税や地方交付税の減につながる。人口をどう増やしていくか今後、早急な対策を打っていただきたい。

**答弁** 今後の対策として、住環境の整備、就労の場の確保、教育の充実などが考えられる。平成28年度から第5次総合計画案を作る。その時に公園整備や定住促進について本格的に検討する必要がある。

**質問** 橋の歩道修復について、通行止めが長過ぎる。迷惑をかけお詫びと、8月には工事実施する。

**A** 皆様に御迷惑をかけお詫びする。8月には工事実施。

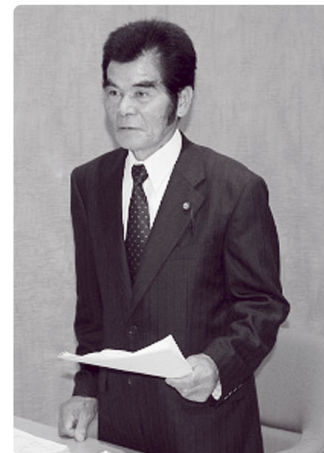
**Q** 交通問題、自動車学校の横の側道、橋の歩道修復について。

**質問** 宮床の自動車学校前点滅信号機が、町道であるのなら、警察・県・町三者協議をしないのか。町が外されている。

**答弁** 最終的に歩道の中へ移設を近々施工する旨県警の約束を頂いております。移設協議の中で経緯において追認した事は反省する。

**A** 歩道の中に近々施工する旨を県警と約束済み。

**Q** 交通問題、自動車学校前の点滅信号機移動について。



1番 早麻 章二 議員

**質問** AEDの設置場所、実地訓練 住民への、周知徹底。

**A** 住民への周知徹底及び講習の方法を検討したい。

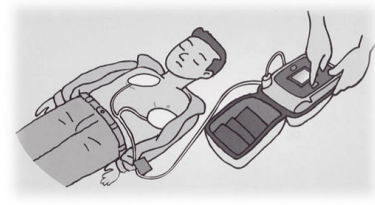
**Q** 防災(人的) AED(自動体外式除細動器)について。

**質問** 橋の歩道修復について、通行止めが長過ぎる。迷惑をかけお詫びと、8月には工事実施する。

**答弁** 迷惑をかけお詫びと、8月には工事実施する。

**A** 昨年度は指定にもれたが経過及び今後の方向については検討する。

**Q** 田植祭・祇園祭について県無形文化財指定の申請に関する経過。



▲糸田城址公園(案)

**質問** 南朝側から書かれた軍記物語の「太平記」によれば反対者は全て逆賊とみなし、貞義もそういう事になり、所謂北朝側の逆賊の代表的人物は足利尊氏です。因に今の天皇系統は足利尊氏が擁立した北朝系統の天皇と言う事になり、現在の歴史認識及び国民感情からすれば「太平記」側の考え方は到底受け入れられない事になる。現在の歴史学の立場

**Q** 糸田貞義にかかわる歴史遺産を、町活性化に繋げる為の見解を。

**A** 更なる糸田城址の調査研究を進めたい。

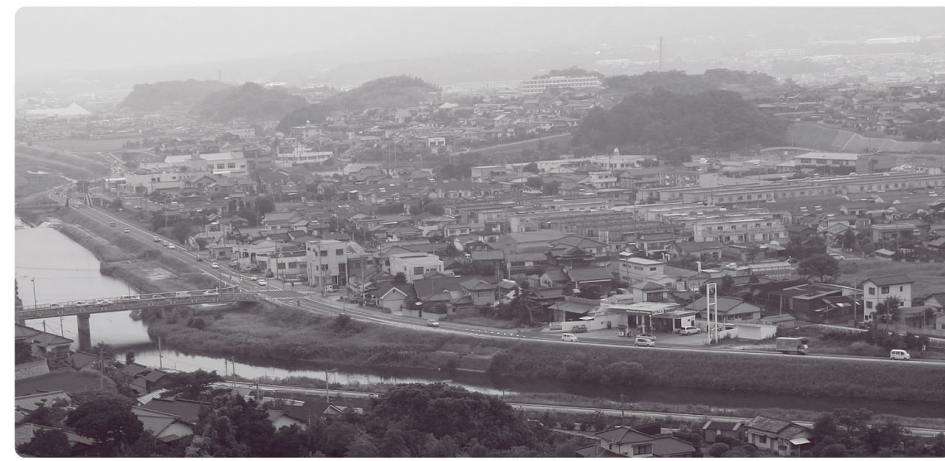


**答弁** 各要望についても町長と協議、検討の上説明会を行いたい。

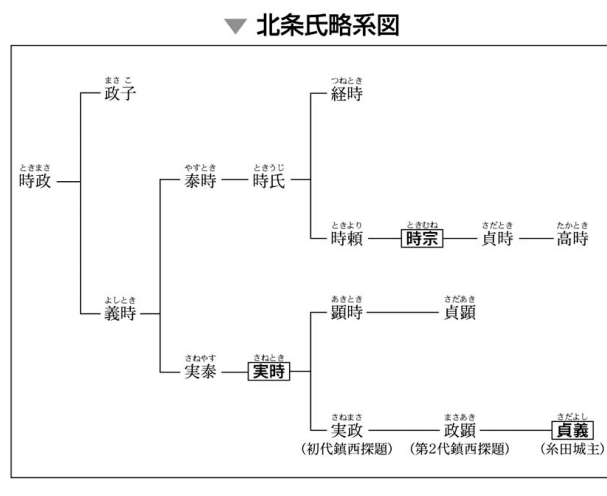
**質問** 全町民に対して具体的に説明をしていただきたい。要望、苦情等が反映できる様にしていきたい。

**A** 協議・説明会を実施しながら平成34年12月迄の8年間で6棟完成予定。

**Q** 宮床団地建替えについて、進捗状況及び内容の説明。



第1期工事として2棟分の建築を計画している。仮移転を9月で終了。10月から11月で解体、造成工事に約5ヶ月、建物は平成27年6月着手し平成28年3月完成予定。第2期工事は、平成28年から建設し、第5期工事は、平成34年12月完了まで、全6棟で8年かかる計画。



からは、逆賊と云う表現や考え方は、もはや通用しないと云う事です。当時、武士達は先が見えない状況の中では、北条氏との戦い、南朝と北朝の争いも、どちらが正しい等考えた事も無かった訳です。当時、日本を取りまく危機的状況、即ち、蒙古襲来と云う困難に備え、貞義は、鎮西探題の中心的人物として国を護り、最期は、国内の勢力争いの犠牲となった。糸田は、蒙古襲来に備えての軍事拠点として重要な位置にあった事を再確認し、貴重な歴史遺産として、町興し、町活性化に利用したら如何か。

**答弁** 糸田城址に関する調査を進める為に、調査費を盛込んでいる。



▲糸田小学校



▲糸田中学校

**A** 教育委員会として他町を参考にして、糸田町として決定をする。

**Q** 全国学力テストの公表問題について問う。



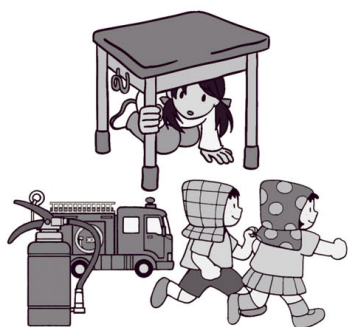
11番 中原 詔蔵 議員

**質問** この問題については、12月定例会で質問をした。市町村長や教諭、学校は反対意見が圧倒的で、保護者も同様に反対意見があり、私も公表することはいかがなものかと教育長に述べました。ところが知事は4月23日の記者会見で、学校別の結果は、できる限り公表されること望ましいと述べているし、公表の内容・方法については、各教育委員会で議論していただきたいと述べている。一方で、市町村別の公表は、県の学力向上策について、県民の皆



さんの理解・協力を得ていく上で大切なことですので、県として公表するのが望ましいと考えているが、市町村の教育委員会の同意が前提となっていると、県知事がこのように述べている。この公表問題についての考えと、どのような方法で実施するのか問う。要望として、児童・生徒に影響を与えるような公表は、ぜひ避けていただきたいと思う。

**答弁** (教育長) 学校長等とも話した結果、数字をだすことは、問題がある。調査結果を十分に分析し、保護者に知らせることが望ましいのではないかと話していますが、10月ぐらいに結果が出ますので、教育委員会として他町を参考にしまして、糸田町として決定をしたいと思う。



**A** 実施する時期について検討しそのように推し進めてまいりたい。

**Q** 全町的に年一度の防災訓練の実施計画はないか。この事を問う。



**A** もう少し検討させた上で結論を引き出していきたいと思う。

**Q** 本町にも消防指令車を配備していただきたいと思う。この事を問う。



▶2013年フォトコンテスト入賞作品

**A** 結果はまだではない。

**Q** 糸田祇園祭文化財申請の結果について問う。



谷口 輝昭 議員

**質問** 課長は「3月前半に結果ができました」という答弁。教育長は「結果はまだではありませぬ」と言う答弁でありましたので、そこらを踏まえた中で経緯を問う。却下されたとか、もう審査の対象になりませんかといった返事はまだ来てない。近々県の文化課に行つて、経緯なり今後の方向性について指導を受けたい。



**A** 人件費・資材・消費税の上がり具合を考慮して80万円を100万円にした。

**Q** 随意契約の見直しについて問う。

**質問** 随意契約を80万から100万円にされましたが、どうしてなのか問う。

**答弁** (副町長) 人件費・資材・消費税の上がり具合を考慮して実施した。

**Q** 建設業者の技術・能力に合わせて発注しているか。

**A** 議論をしている。

**質問** 法3条1項に軽微な建設工事は、工事1件の請負代金の額が建築一式工事においては、1,500万円に満たない工事、建築一式工事以外の建設工事にあつては500万円に満たない工事。したがつて建設業の許可また経営審査を受けた業者は、建築工事が、1,500万円以上、建築一式工事以外の建設工事は500万円以上の請負工事

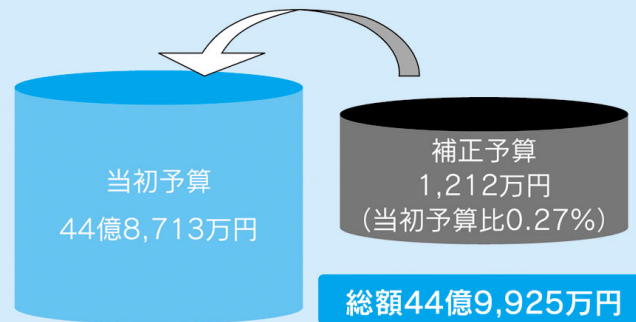
ができる。糸田町は今現在、ABC Dとランク制でD業者が一番下のランクで建築は500万円まで土木は250万円までの請負しかできません。建設業は技術・能力がすべてなのになぜか。問う。

**答弁** (副町長) 指名委員会として、いろいろ議論を進めていっておりますので、御了解をいただきたいと思う。



# 平成26年度一般会計

**補正予算  
1,212万円増額し  
総額44億9,925万円に**



## 平成25年度繰越事業

事業名	金額
地域包括センター公用車購入事業	100万円
子ども・子育て支援新制度に係る電子システム構築等事業	486万円
自由ヶ丘5号線道路改良工事	1,104万円
宮床団地建替事業	1億3,410万円
町民会館太陽光発電施設修繕事業	58万円
合計	1億5,159万円

## 総務文教常任委員会

総務文教常任委員会とは…

主に、総務課・税務課・教務課に関する事項を審議調査します。

### 教職員の研修

**ふくおか学力向上推進事業費 68万円**

Q どのような講師を呼ぶのか。

A 学校テーマを挙げて、指導技術について考案する大学教授等で、年2回おこない教師全員が参加する。

**不登校対策研究費 20万円**

Q どのような講師を呼ぶのか。

A 心理学等の先生。

**21行政区掲示板設置費用 425万円**

行政の広報を掲示。  
効果的な設置を要望。

**北区グラウンド改修工事 49万円**

大型車出入りの利便性を高めるため、入口を改修する。

**社会保障・税番号制度導入システム改修 799万円**

平成28年1月から個人番号制度が開始され、その導入に伴う費用である。



### 財源更正

地域の元気臨時交付金**337万円**  
(国からの交付金)

- 185万円 財産管理費
- 71万円 社会教育総務費
- 81万円 保健体育総務費

### 財政調整基金

1億3,000万円が積み立てられ、残高が約13億6,000万円となる見込み。

**木造戸建て住宅耐震改修補助金 600万円**

改修費用の40%を補助。限度額は60万円。(※耐震力のある建物は含みません) ただし耐震調査費用は含みません。町広報8月号にて町民にお知らせする。



## 産業建設厚生常任委員会

産業建設厚生常任委員会とは…

主に、住民課・福祉課・水道課・建設住宅課・産業経済課・町立緑ヶ丘病院に関する事項を審議調査します。

### 財源更正

「財源更正」とは、歳出予算を増減せず、歳出の財源内訳を変更することです。



地域の元気臨時交付金**575万円**  
(国からの交付金)

- 237万円 保健衛生総務費
- 32万円 保健センター総務費
- 52万円 農地費
- 216万円 土木総務費
- 38万円 住宅管理費

### 町の活性化 28万円

商工会事業で「糸田町プレミアム地域商品券」が発行される。その一部を町が助成。



### 農地中間管理事業事務費 23万円

Q この事業でどのような効果があるのか

A 遊休農地解消や地域内に分散した農地の利用を、担い手ごとに農地の効率化を進める事業。この事業により交付された23万円は事務経費である。



### 国保税の改正

Q 町民にとってはどうなのか？

A 国民健康保険税の限度額が4万円引き上がり81万円になりましたが、所得の低い方は減免されることになり国保税の軽減対象者が拡大される。



国保税が安くなる人が増えるんだね。

## 議会行政用語三辞典

- ◆繰越……予定していた事業を翌年度に繰り越しておこなうことです。
- ◆財政調整基金……町が財源に余裕がある年に積み立て、不足する年に取り崩すことで財政を調整し、計画的な財政運営をおこなうための貯金。



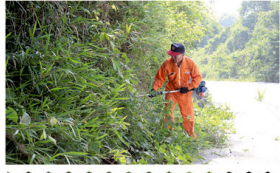
# がんばり屋さん

今回は  
金山あじさい園を  
支える人たち  
を紹介します



6月の金山工業団地は、満開のあじさいが咲きほこり町外から見学者がたくさん訪れた。広がる空の中にピンクや青、紫のあじさいが輝きわたっている。こんな風景がたくさんのボランティアの方たちが、かげで草を刈り肥料を入れ、花つみ、整備に奮闘された結果である。

また5月31日には暑いなか、非番の田川地区消防署員が中心になり草刈りをしていただいた。作業をしていた方になぜボランティアをしているかを聞いた。「防災も日頃より地域の方とつながっていることが大事である。そんな思いで各地域のボランティアに汗を流している。」とのことだった。手入れをされたあじさいは、より美しく舞い踊っているように見えた。ボランティアの方々のがんばりに感謝の思いでいっぱいになった。



## 議会を傍聴に来ませんか

- 議会の定例会は(年4回) 3・6・9・12月に開催されます。
- 本会議は、住所と氏名を記入するだけで傍聴できます。
- 委員会は、委員長許可により傍聴できます。
- 次回第3回は、9月上旬に開催予定です  
(詳細につきましては、決定次第、防災行政無線等でお知らせします。)



議場



委員会室

## 編集後記

昨年9月の定例議会で議会広報常任委員会が立ち上がった。委員6人は研修会などに行き、編集技術を学び、暗中模索のなかで何回も委員会を開いた。12月定例議会の試作号「議会だより」を作成した。そして、いよいよ今年3月定例議会の内容が記事にされた創刊号「糸田町議会だより」が産声をあげた。

写真・見出し・レイアウトなど、他市町村の議会、たよりを参考に形を作っていたが、記事・文章になると真似ることはできない。言葉の意味の広がりやどのような方向に行くのか、委員6人が頭をかかえる。町民のみなさまが、何を知らたいのか、どのような表現にすれば理解していただけるかを考えるとなかなかまとまらない。それでも一ページ一ページめくりながら、6人の委員でテーブルを囲み、審議内容の言葉を文章にしていく。委員たちは何度も考察する。自分たちの議員力も問われる。更なる研鑽をしなければと思う。

しかし、このような地道な作業を重ねることは、必ず議会改革につながっていくのではないかと委員一同自負する。町民のみなさまに開かれた議会の実現に向け、「読まれ・親しまれ・伝わる」広報にこれからも全力で取り組みたい。



### 議会広報常任委員会

委員長 小嶋 康子  
副委員長 松瀬 征行  
委員 谷口健次郎  
委員 井手元正人  
委員 佐々木 淳  
委員 中原 詔蔵

### 発行責任者

議長 田中 隆之

### 問い合わせ

〒822-1392  
糸田町 1975 番地 1  
糸田町議会事務局  
電話 26-4353